



★尾北教労への要望や職場での困りごとの相談など、組合ホームページのメールで受け付けています。(尾北教労)で検索・QRコードで簡単アクセス

# 今こそ憲法を生かそう!

## ~「春を迎える学習会」(愛教労主催)に参加して~

2月26日に、名古屋市で「春を迎える学習会」(愛教労主催)が開催されました。「今こそ教育に憲法を生かそう」改憲で私たちの教育はどう破壊されるのか?」をテーマに、弁護士の中谷雄二さん(名古屋共同法律事務所)の講演を聞き、憲法について考え合うことができました。

実は、この日の直前に、ロシアがウクライナに侵攻し、戦争状態になるという事態が生じ、平和と憲法という観点で、とても大きな関心を集める学習会となりました。学習会に参加した感想をもとに、講演の内容を紹介します。

## 改憲は必要か

憲法について考える学習会に参加しました。以前から自民党の憲法草案に9条を有名無実化する項目があることは知っていて、このまま憲法が変わってしまうとどうなるのか不安でした。また、改憲によってなぜ教育が破壊されてしまうのかを知りたいと思いました。

中谷さんは、まず、改憲を求める理由の1つになっっている北朝鮮脅威論について話されました。「北朝鮮がミサイルの発射訓練を度々行っているが、現状は朝鮮戦争はまだ終わっておらず、韓国の後ろ盾となっているアメリカと北朝鮮は休戦状態であるため、ミサイル攻撃の対象はアメリカである」と中谷さんは言われました。

また、中谷さんは、「日本政府は、北朝鮮が日本に対して弾道ミサイルを使用するとは考えていない。その理由は、日本政府がイースアジアの配備を、北朝鮮からハワイ・グアムの経路上に計

画していたことや、日本海側にある原発について何の対策も取られていないことなどからもはつきりしている」と言われ、北朝鮮脅威論を改憲の理由にするには無理があるとのことでした。

では、中国はどうでしょう。近年、台湾有事について政府が懸念を表明したり、マスコミによって危険性が報道されている問題についてもその歴史上の背景から話されました。

それによると、台湾については、サンフランシスコ平和条約の成立過程で中国領有が認められる予定であったそうです。ただ、朝鮮戦争の勃発により台湾の領有を曖昧なままにしたということです。

その理由は、中谷さんによると「東アジアにアメリカが介入できる種を残すため」とのことでした。この件に関して、日本は日中国交正常化交渉の中で台湾の中国領有を認めるとし、その前提の下で国交正常化を果たしたそうです。したがって、台湾の問題は、中国の内政の問題となるということです。

また、台湾有事について専門家によって対策が考えられた際、その問題は国民保護法の対象外であり、日本の有事になり得ないということが確認されたことなどを教えてくれました。

さらに、「政府やマスコミが言うことを鵜呑みにすると、正しい判断ができなくなってしまう。本当に正しい情報は何かを自分で調べることが大切です」ともおっしゃっていました。

この話を聞いて、私はアメリカが台湾を中国との防波堤にしようとしているように思えました。これは、ロシアがウクライナをNATOの防波堤

## なぜ改憲?

にしたいのとまったく同じではないでしょうか。台湾をめぐる、アメリカと中国が戦争状態になることも考えられます。日本もその時は集団的自衛権という名目で自衛隊を派兵するのでしょうか。怖い話だと思いました。

このような脅威論を煽り立て、改憲する目的は何でしょう。そのことについて中谷さんは、自民党の改憲草案の例を挙げて言及されました(裏面参照)。特にその中の、「緊急事態の宣言」に関しては、次のような問題点を含んでいると話されました。

- ① 武力攻撃の事態を想定(内乱等を含む)
- ② 閣議で宣言を発する
- ③ 国会の承認は事後でよい
- ④ 100日ごとの承認により、終期が延長できる
- ⑤ 法律と同一の効力を持つ政令の制定、財政支出、地方自治体の長に対する指示の権限を内閣総理大臣に与える
- ⑥ 措置に対して国民が順守する義務を課す
- ⑦ 解散の制限(任期の延長により国会の勢力は変わらない)

つまり、「緊急事態宣言が発せられ国会の承認を得ることができれば、総理大臣による独裁状態を作り出すことができる。これを狙って改憲をすすめている」のだということです。

過去の出来事にもあったように、事件をでっちあげ緊急事態宣言を出してしまえばもうやりたい放題になってしまいます。これをゆるしたら戦前に逆戻りしてしまうと思いました。

# 教育はどうなる？

戦前の教育は臣民としての教育であり、教育勅語を頂点とする命令によって、知育のみならず、本来は私教育であるべき徳育にまで、国が介入するものでした。

現行憲法はこの反省の下に第19条「思想及び良心の自由」、第21条「表現の自由」、第23条「学問の自由」が取り入れられました。ところが、現在は「表現の自由」「学問の自由」への圧力が強まっていると中谷さんはおっしゃいました。その例として、「表現の不自由展」への国や私人からの誹謗・中傷などの攻撃、内閣総理大臣の学術会議任命拒否の問題、大学の教授会の権限を弱めるような文科省通知などを挙げられました。

また、2006年の教育基本法の改正により、「教育への不当な支配」の解釈が変えられているとも言われました。旧教育基本法では第10条「教育は、不当な支配に屈することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」となっており、戦時中の反省から、国家による個人の内心への介入を禁止するものと解釈されました。

ところが、新教育基本法では第16条「教育は、不当な支配に服することなく、この法律および他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」と改正されました。この第16条について、国会の論議では、「不当な支配」とは「外部の団体による教育への介入」と解釈が変更されています。つまり、「国家による個人の内心への介入を許してしまうものになってしまう」と、中谷さんは言われました。

「このことを聞いて、私は、「」から道徳の教科化が始まったんだ」と思いました。そして、「改憲をする前から、教育はすでに変えられている」ということを知ることができました。

## 子どもたちにも 平和な未来を

「改憲」によって日本を戦争のできる国にしようとしている。「と聞いたことがあります。しかし、私は、「自衛隊が憲法で認められても戦争なんかできないし、しないだろう」と思っていました。でも、今回、戦争をするための道筋がくわられようとしていることを知りました。

ロシアのウクライナ侵攻の様子を見て、「こんなことが許されていいはずはない」と思った人も多そうです。「戦争は最大の人権侵害である」「戦争が始まるからどうしようかを考えるのではなく、戦争が始まる前にそこへ向かう動きをどう取り除くかを考えることが大切である」と中谷さんは言われました。確かに、「戦争は怖い。だから戦える力を持つべきだ」と考えることもわかりますが、いったん戦争が起きてしまえばお互いに多くの人が苦しみ、悲しみ、亡くなってしまふことは間違いのないことです。

私たちは、世界に誇れる平和憲法を持っています。前文には「…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しよう」と決意しました。……とあります。また、第9条は「…武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」ともあります。全世界すべての人の命と権利を守るために、「武力ではなく、話し合いで解決しよう」という憲法の理念が、今まさに生かされる時ではないのでしょいか。

今回の中谷さんの話から、改憲によって日本も

ロシアと同じことができるようになってしまい、そのために教育が使われようとしていることがよく分かりました。戦争への道筋を作らせない、教える子を戦争に行かせないためにも、私たちの憲法を守ることが大切だと思いました。(H)

### 自民党改憲草案

#### 第98条（緊急事態の宣言）

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前または事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときには、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

#### 第99条（緊急事態の宣言の効果）

1 緊急事態が宣言されたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十条その他の基本的な人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する機関、衆議院は解散されないものとして、両院の議員の任期及びその選挙日の特例を設けることができる。

※サイト・リンクは中谷さんによる